

交通局

更新日：令和6年2月15日

新型コロナウイルス対策に関する対応状況

○運転手へのマスクの配布

- ・交通局のバス運転手及び営業所事務職員の着用のため、マスク(12,000枚)を配布した。
(R2/1/29)
- ・その後も継続してマスクを配布した。

○車内ポスターの掲出

- ・市民やお客様に咳エチケットや不要不急な外出をお控えいただくよう、市バス車内にポスターの掲出を開始した。(R2/2/28)

○車内換気の実施

- ・まん延防止のため、空調や車内換気扇の使用、起終点においては開扉による換気を開始した。
(R2/3/16)
- ・市バス車内にポスターを掲出するとともに、悪天候時を除き、走行中窓開けによる換気を順次実施した。(R2/4/3)

○通学定期券の払戻し等の対応

- ・令和2年4月7日以前に購入し、緊急事態宣言期間(4月7日～5月25日)が有効期間に含まれる通学定期券をお持ちの方又は持っていた方に対し、特例措置として、令和2年4月7日に遡っての払戻し、またはお持ちの通学定期券の有効期間の延長を6月25日から実施し、9月30日で終了した。

○バス車内消毒の実施

- ・まん延防止のため、吊革、握り棒など、お客様が触れる部分の拭き取り消毒を順次実施した。
(R2/4/14)
- ・各車両にバス車内用抗ウイルス・抗菌コート剤のコーティング施工を実施した。(R4/10、R5/10)

○感染症拡大防止策の実施

- ・継続して運行を確保するため、一部の路線において運転席後部にビニールシートを貼り付けるなどの対策を講じた。(R2/4/17)
- ・市バスの運行を確保するため、営業所においては通常どおりの体制にしているが、本局においては、通勤時等の接触回数を減らす観点から、必要最低限の人数の体制で対応している。
(R2/4/20)

- ・営業所内施設（休憩室、仮眠室、食堂等）において、抗ウイルス・抗菌コート剤のコーティング施工を実施した。（R5/2/13）

○市バス定期券の払戻しの対応

- ・令和3年1月7日以前に購入した全ての定期券について、緊急事態宣言の効力発生日から解除日までの間（令和3年1月8日～3月21日）に払戻しの手続きをした場合、通常500円の払戻手数料を無料とする特例措置を実施し、令和3年3月21日で終了した。
- ・令和3年8月1日以前に購入した全ての定期券について、緊急事態宣言の効力発生日から解除日までの間（令和3年8月2日～9月30日）に払戻しの手続きをした場合、通常500円の払戻手数料を無料とする特例措置を実施し、令和3年9月30日で終了した。

○業務執行体制確保に向けた検討・取組

- ・コロナ本部から新型コロナウイルス感染拡大に備えた業務執行体制の確保についての通知があり、以下の対応を実施した。
 - （1）川崎市業務継続計画発動を視野に入れた業務精査の取組
 - ・感染拡大に備え、業務継続計画の発動や応援職員の派遣を見据えた業務実施方法について、テレワークシステム運用開始など、業務環境の変化を踏まえて、各所管で再検討（R4/1/13）
 - ・市バス営業所において感染が拡大した場合等の運行確保に向けた執行体制について再検証（R4/7/22）
 - （2）職員の感染防止対策の徹底についての取組
 - ・感染拡大に備え、継続実施している職員の感染防止対策（職場における感染防止対策、風邪症状がある職員の出勤見合わせ、接触機会の低減等）の徹底について改めて各所属に通知、各営業所でデジタルサイネージ配信（R4/7/28）
 - （3）濃厚接触者に係る待機時間の取扱い等についての取組
 - ・社会機能維持者（営業所勤務職員）が濃厚接触者となった場合に、本人が無症状であれば、2日目及び3日目に抗原定性検査キットによる検査を行い、その結果がいずれも陰性であれば待機期間を短縮できることから、独自に検査キット（100箱）を調達し、各営業所に配布（R4/9/15）

○感染症法上の位置付け「5類」移行に向けた取組

- ・国の新型コロナウイルス感染症対策本部から、「マスク着用の考え方の見直し等について」などが示され、令和5年3月13日以降の市バスの対応について各所属に通知した。（R5/2/27）
- ・5類移行が実施される令和5年5月8日以降の本局及び営業所におけるマスクの着用やアクリル板等の感染対策の考え方、バス車内の対応について各所属に通知した。（R5/5/2）